

「EnneGreen プレミアム」に関する約款

「EnneGreen プレミアム」に関する約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社エネット（以下「当社」といいます。）がご提供する電力売買契約のオプションプランである「EnneGreen プレミアム」の適用をお客さまが希望され、当社がこれを承諾した場合に適用される契約条件を規定したものです。

本約款は、別途、高圧・特別高圧のお客さまに交付する「電力売買約款（特別高圧・高圧）」、低圧のお客さまに交付する「電気供給約款（低圧）」（その後の変更等を含むものとし、あわせて以下「電力売買約款等」といいます。）と一体となって適用され、EnneGreen プレミアムに関する契約条件となります。本約款に別段の定めのない用語の定義は、電力売買約款等に定める用語の定義に従うものとします。

なお、EnneGreen プレミアムの適用後、EnneGreen プレミアムにかかる事項以外の事由により電力売買契約に変更が生じた場合においては、EnneGreen プレミアムの効力には影響を及ぼさないものとします。

第1条 本約款の適用対象等

EnneGreen プレミアムの適用対象となるお客さまは、当社が EnneGreen プレミアムの適用を承諾したお客さまであって、当該お客さまの需要場所において、EnneGreen プレミアムの適用期間の満了日まで電力売買約款等に基づき当社の電気が供給されているお客さまです。

第2条 EnneGreen プレミアムの契約成立と適用期間

- (1) 本約款による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) EnneGreen プレミアムの適用期間の開始日および満了日は、原則として、別途お客さまと取り交わす申込書または契約書（提供条件書等、契約書に類する書面も含む）（あわせて以下「契約書等」といいます。）または電力売買約款等に定める通りとします。適用期間満了に先立って EnneGreen プレミアムの適用終了または変更のお申し出がない場合は、適用期間後も契約書等または電力売買約款等に定める条件で継続されるものとします。なお、契約継続時に当社がお客さまに通知する事項は、電力売買約款等に規定されている内容に基づきます。また、当社との電力売買契約が解約された場合、その解約日をもって EnneGreen プレミアムの適用は終了するものとします。

第3条 EnneGreen プレミアムで供給する電気および EnneGreen プレミアム電力量の算定

- (1) EnneGreen プレミアムで供給する電気は、当社の電源構成（主に、天然ガス発電等）の電気に契約書等に定めるいずれかの発電所由来の非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）を組み合わせた実質再生可能エネルギー電気とします。
- (2) 「1月」の実質再生可能エネルギー電気の供給量（以下「EnneGreen プレミアム電力量」といいます。）は、以下の算定式に従い算定します。算定式中の適用割合（%）は契約書等に定めた数値とし、算定結果は小数点以下第1位を四捨五入します。

EnneGreen プレミアム電力量＝

EnneGreen プレミアム適用期間中の「1月」の使用電力量 (kWh) ×適用割合 (%)

なお、EnneGreen プレミアムで電気を供給することにより、非化石証書の持つ環境価値（非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値）、ゼロエミ価値（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号（その後の改正を含みます。））における CO₂ 排出係数が 0kg-CO₂/kWh である価値）、環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値）をいいます。以下同じ）がお客さまに移転されるものとし、非化石証書の由来となった再生可能エネルギーの発電種別、発電所名、発電所住所、発電量（EnneGreen プレミアムの適用期間にかかわらず、年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいいます。以下同じ。）単位で算出する。）について、翌年度の 7 月末までに通知します。また、EnneGreen プレミアムの適用期間の開始日または満了日が年度の途中である場合であっても、同様とします。

- (3) 当社は、実質再生可能エネルギー電気の供給について、環境価値の数量集計や、トラッキング（非化石証書に、その由来となった発電所の属性情報（経済産業省及びその委託を受けた事業者が定める、発電設備名や設備の所在地等の情報）を付与することをいいます。）の申請業務を適切に行い、環境価値を適正に管理するものとし、また、当社の責に帰すべき事由によって環境価値の適正な管理を怠り、お客さまに損害を与えた場合は、当社がその損害（現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まないものとし、また、）を賠償するものとし、また、
- (4) 本条第 1 項の定めにかかわらず、かつ契約期間内であっても、乙の電源調達状況の変化等により契約書等に定める非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）の由来発電所に関する内容が変更となる場合は、当社は、変更後の内容及びその適用開始日を通知します。お客さまが変更後の内容の適用を承諾しない場合は、適用開始日の 15 日前までに当社に対して書面にて解約を通知するものとし、当社は通知を受けた場合には、適用開始日の前日に EnneGreen プレミアムの適用を終了するものとし、また、期限までに解約の通知がない場合は、お客さまは、変更後の内容の適用を承諾したとみなされるものとし、その適用開始日より変更後の内容を適用するものとし、また、
- (5) 当社がお客さまに提供する非化石証書は 2022 年 9 月時点で適用されていた RE100 クライテリアに準拠するものとし、その後のクライテリアの変更への準拠は保証いたしません。

第4条 代替手段による環境価値

お客さまの予定以上の電力使用、発電所の停止、非化石価値取引市場の価格高騰や非化石価値取引市場の停止等により、契約書等に定めるいずれかの発電所由来の非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）量が不足する場合には、当社は日本において RE100 クライテリア（2022 年 9 月時点のもの）に適合すると見做されていた代替手段（具体的には契約書等に定める発電所由来以外の再エネ指定の非化石証書、再エネ電力由来の J-クレジット等）によって環境価値（再エネ電力由来 J-クレジットの場合は、ゼロエミ価

値、およびお客さまにおいて調達した電気の「再エネ価値の使用」を主張することができ（価値）を提供します。なお、この場合も第3条第2項の規定と同様、翌年度7月末までに必要な情報を通知するものとします。

第5条 料金

- (1) EnneGreen プレミアムの料金単価は、契約書等に定める通りとします。
- (2) 料金の算定期間は、「1月」を単位として算定します。
- (3) 本約款の適用を受けるお客さまは、電力売買約款等で定める料金に加え、以下にて算定する EnneGreen プレミアム付加金額を支払っていただきます。

EnneGreen プレミアム付加金額＝

EnneGreen プレミアム電力量×EnneGreen プレミアムの料金単価

第6条 免責

当社は、次の各号に定める事由により、第3条に従って実質再生可能エネルギー電気を供給できない場合があります。この場合において、お客さまが損害を被ったとしても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。

- ① 不可抗力（日照不足、天災地変、火事、停電、戦争、ストライキ、暴動などの場合を含むがこれに限りません。）による再生可能エネルギー由来の電気の発電不足
- ② 発電設備の損傷、故障、亡失等による発電停止
- ③ 市場流通する非化石証書に基づく電力量の不足
- ④ 売却される J-クレジットの不足
- ⑤ その他当社の責めによらず、EnneGreen プレミアム電力量の環境価値を確保できない状況

第7条 契約の変更

当社は、一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程が改定された場合、一般社団法人日本卸電力取引所が設定する非化石価値取引の価格制限が変更された場合または非化石証書の調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順により、EnneGreen プレミアムの新たな料金単価を定めるものとします。

- イ) 当社は、新たな料金単価及びその適用開始予定日（以下、「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を事前に書面にてお客さまに通知します。
- ロ) お客さまと当社は、新たな料金単価及び新料金単価適用開始予定日について、新料金単価適用開始予定日の15日前までに合意するものとします。
- ハ) 上記ロに定める期限までに、お客さまと当社との間で新たな料金単価及び新料金単価適用開始日予定日について合意ができない場合には、お客さままたは当社の申し出により、EnneGreen プレミアムの解約ができるものとします。
- ニ) 上記イの当社の通知に対してお客さまが異議を申し立てない場合や、上記ハにより契約の解約が行われない場合は、新料金単価適用開始予定日から、上記イにおいて

当社が通知した新たな料金単価を適用するものとします。

第8条 その他

当社は電力売買約款等の規定と同じ手続きを経て、当約款の内容を変更することがあります。

2023 年 10 月
株式会社エネット